

「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準 及び復旧技術指針講習会」の開催案内 実施要項

3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施されました。今後は判定業務実施後の次の段階として、被災建築物の所有者からの相談依頼により、被災度区分判定及び復旧業務の需要が日増しに高まってきます。

所有者等の依頼により、建築士事務所に所属する建築士が被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を習得していることが必須であります。

(社)青森県建築士事務所協会では、この度(財)日本建築防災協会との共催により、未だ全国的に被災度区分判定及び復旧技術を習得した建築士事務所(建築士)が不足している中で、より多くの建築士事務所(建築士)が今回の地震への対応、また今後起こり得る震災への対応に備えるべく、当業務の内容を習得するための本講習を実施することにいたしました。

なお、講習会の受講修了者で希望する建築士に対し(財)日本建築防災協会より技術者証(カード式)が発行されます。

また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して、青森県に提出するとともに、(財)日本建築防災協会及び(社)日本建築士事務所協会連合会並びに(社)青森県建築士事務所協会のホームページに掲載し震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用いたします。

2. 共 催

(社)青森県建築士事務所協会 (社)日本建築士事務所協会連合会 (財)日本建築防災協会

3. 後 援

青森県 (社)青森県建築士会

4. 講習の種別及び開催地・開催日時・講習会場・時間割・講習内容・講師

講習の種別は、別紙1のA講習(全構造編)と別紙2のB講習(木造編)の2種類となっておりますので、いずれかを選択した上で申込み願います。

また、B講習は青森市と八戸市の二つの会場で実施致しますので、会場の選択をお願いします。

5. 受講対象

建築士事務所に所属する一級・二級・木造建築士、建築及び防災関係の職員

なお、技術者証の発行及び名簿の掲載対象者は、建築士事務所に所属する建築士の資格を有する者に限ります。

6. 建築CPD情報制度

本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム」となります。

7. 建築士事務所名簿への掲載

本講習会の受講者で震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士事務所については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」(以下、「技術事務所名簿」という。)の掲載申込みをした場合、本協会では会員事務所及び会員外事務所の「技術事務所名簿」を作成し、その名簿を青森県に提出すると共に(財)日本建築防災協会及び(社)日本建築士事務所協会連合会並びに本協会のホームページに掲載し、震災時に活用の便に供するよう管理いたします。

8. 受講申込みに当たっての注意事項

(1) 受講申込書

別紙3に記入し、平成23年5月16日(月)までにFAXでお申し込みください。(期限厳守)
各会場とも、定員になり次第締切いたします。

(2) 受講券

- ① 受講券は、受講申込受付後FAXで送付致します。
- ② 当日会場受付にて出席の確認をしますので、受講券(写真貼付)を必ずお持ち下さい。

(3) 「技術者証」等

- ① 「技術者証」の発行及び「技術者名簿」の掲載の資格要件は、知事登録をしている建築士事務所に所属する建築士とします。
- ② 「技術者証」の発行及び「技術者名簿」の掲載並びに「技術事務所名簿」の掲載を申し込む方は、別記1及び別記2の申込書に必要事項を記入し、写真2枚(「技術者証」と「受講券」の貼付用として事前に用意しておいてください。
サイズは、縦3.5×横2.5cm(裏面に技術者氏名記入)を添付して下さい。
- ③ 木造建築士の「技術者証」は、全構造を受講された場合でも講習修了構造は木造のみとなります。
- ④ 本申込書の個人データは、本講習会で必要とする情報のために使用します。

9. この講習の問い合わせ先

(社)青森県建築士事務所協会事務局

〒番号030-0803

住 所 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館 5階

電 話 017-773-1596

F A X 017-773-1599

別紙1

1. 開催地・開催日時・定員等

A 講習（全構造編）

開催地	開催日時	講習会場	所在地	電話番号	定員
青森市	平成23年 5月23日(月)	青森市文化会館 5階大会議室	青森市堤町1-4-1	017-773-7300	200人

2. 時間割・講習内容・講師

時間割	講習内容	講師	備考
10:00~10:10	挨拶 目的	青森県建築住宅課	10分
10:10~10:30	被災度区分判定の考え方	青森県木造住宅耐震診断審査委員会副委員長 加藤 彰	20分
10:30~12:00	木造建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針	青森県木造住宅耐震診断審査委員会副委員長 加藤 彰	90分
12:00~13:00	(休憩)		60分
13:00~14:30	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針	青森県建築物耐震診断・改修判定委員会委員 工藤 仁	90分
14:30~14:40	(休憩)		10分
14:40~16:10	鉄筋及び鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針	青森県建築物耐震診断・改修判定委員会委員 工藤 仁	90分

3. テキスト代

A講習（全構造編） 8,000円(税込)

※A講習の全構造対象テキストには木造編(掲載内容同じ)が含まれます。

名称「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針」 発行:(財)日本建築防災協会

●A講習では、上記テキストの他、別刷資料「再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針 別刷資料」を使用します。別刷資料は、無料です。

4. 受講料

A講習（全構造編）

会 員 (社)青森県建築士事務所協会会員は、5,000円です。

会 員 外 上記会員外は、10,000円です。

5. 技術者証の発行 **発行手数料は、2,000円です。**

講習会の修了者の希望によって、(財)日本建築防災協会より「震災復旧のための

震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間5年)を発行します。

なお、木造建築士の「技術者証」の発行は、全構造を受講された場合であっても講習終了構造は木造のみとなります。

6. A講習受講の場合の料金

区 分	会 員	会 員 外
テキスト代	8,000円	8,000円
受講料	5,000円	10,000円
技術者証の発行	2,000円	2,000円
合 計	15,000円	20,000円

*なお、技術者証の発行を希望しない場合は、合計額から、2,000円を差し引いてお振り込みください。

別紙2

1. 開催地・開催日時・定員等

B講習(木造編)

開催地	開催日時	講習会場	所在地	電話番号	定員
八戸市	平成23年 6月3日(金)	グランドサンピア 八戸 (八甲田の間)	八戸市東白山台1 -1-1	0178-23-5566	200人
青森市	平成23年 6月8日(水)	青森市文化会館 5階大会議室	青森市堤町1-4-1	017-773-7300	200人

2. 時間割・講習内容・講師

時間割	講習内容	講師	備考
13:30~13:40	挨拶 目的	(社)青森県建築士事務所協会	10分
13:40~14:00	被災度区分判定の考え方	青森県木造住宅耐震診断審査委員 会副委員長 加藤 彰	20分
14:00~:16:00	木造建築物の被災度区分判定基 準及び復旧技術指針	青森県木造住宅耐震診断審査委員 会副委員長 加藤 彰	120分

3. テキスト代

B講習(木造編) 3,500円(税込)

「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」 発行:(財)日本建築防災協会

4. 受講料

B講習(木造編)

会 員 (社)青森県建築士事務所協会会員は、2,500円です。

会 員 外 上記会員外は、5,000円です。

5. 技術者証の発行 発行手数料は、2,000円です。

講習会の修了者の希望によって、(財)日本建築防災協会より「震災復旧のための
震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間5年)を発行します。

6. B講習受講の場合の料金

区 分	会 員	会 員 外
テキスト代	3,500円	3,500円
受 講 料	2,500円	5,000円
技術者証の発行	2,000円	2,000円
合 計	8,000円	10,500円

*なお、技術者証の発行を希望しない場合は、合計額から、
2,000円を差し引いてお振り込みください。